

“妊婦のための支援給付”のご案内



すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていることご存じですか？大竹市の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関しての疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

○妊婦のための支援給付(1回目)

【対象者】

- ・妊娠届を提出された方
- ・申請時点で大竹市に住民登録されている方

※妊婦のための支援給付(1回目・2回目)は、妊娠届出以降に妊娠継続に至らなかった方も対象です。対象の方は、ホームページまたは保健予防係へご連絡ください。

【支給額】 5万円**【申請から受給までの流れ】**

- ①妊婦さんへ妊娠届出時に面談後、「妊婦給付認定申請書」を手渡しします。
※申請に妊婦さんが来られなかった場合は、後日妊婦さんに連絡させていただきます。
- ②申請書類などに必要事項を記入し、提出してください。
- ③申請書類の審査・決定後、「給付金支払通知書」を郵送します。
- ④申請書に記入した指定口座(妊婦本人に限る)に振込みます。

【提出書類】 妊婦給付認定申請書

【持参書類】・マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は顔写真付きの本人確認書類が必要) ・妊婦(本人名義)の振込先がわかる通帳等 ・妊娠確認した医療機関がわかるもの

【提出方法】 保健予防係2階⑩番窓口にて持参または郵送

【申請期限】 妊娠中に申請してください。



○妊婦のための支援給付(2回目)

【支給額】 子どもの人数×5万円**【申請から受給までの流れ】**

- ①産後2か月頃に保健師による訪問や窓口にて面談を実施する際に、「胎児の数の届出書」を手渡しします。
- ②申請書類などに必要事項を記入し提出してください。

【提出書類】 胎児の数の届出書

【持参書類】・マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は顔写真付きの本人確認書類が必要) ・産婦(本人名義)の振込先がわかる通帳等 ・出産した医療機関がわかるもの
・母子手帳

【提出方法】 保健予防係2階⑩番窓口にて持参または郵送

【申請期限】 おおむね産後4か月頃までに申請してください。

問い合わせ先

大竹市健康福祉部保健医療課保健予防係(2階⑩番窓口)(土日祝日を除く8時30分から17時15分)

電話番号 0827-59-2140(直通) FAX 番号 0827-57-7130(代表)